



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第117号)

配信日 平成28年9月14日

浦上警察署が発表した情報です。

市職員を名乗る電話（特殊詐欺）

〈事例〉

市内の70代女性宅に市役所福祉課の職員を名乗る男から電話があり、「還付金の手続きの時期が過ぎている」として年金機構の電話番号を案内されました。女性が電話をかけると、通帳を持ってATMへ行くように指示されたので、女性は近所のATMへ行き、携帯電話で指示されるとおりに操作した結果、現金約50万円を振り込み、だまし取られてしまいました。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- 市役所など、官公庁の職員を名乗って「還付金がある。」などと言ってくる不審な電話が後をたたない状況にあります。
- 官公庁が、還付金の返還手続きのためにATMに行ってもらうことは絶対にありません。「還付金があるからATMに行くように」という電話は詐欺ですので、決して応じないようにしましょう。
- 官公庁の職員を名乗る電話でおかしいなと思ったら、相手方のいう番号ではなく、自分で官公庁の電話番号を調べて確認するようにしましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)